

住民監査請求における証拠の提出及び陳述等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法第242条の規定に基づく住民監査請求における証拠の提出及び陳述等に関し必要な事項を定めるものとする。

(請求人による証拠の提出)

第2条 請求人による証拠の提出は、請求人の陳述開始（請求人の陳述が行われない場合にあつては、監査委員が定める日）までとする。ただし、監査委員がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(請求人の陳述)

第3条 請求人の陳述の日時及び会場は、監査委員が定める。

- 2 請求人は、代理人に陳述を行わせようとするときは、その陳述開始までに委任状を提出しなければならない。
- 3 監査委員は、請求人が複数の場合は、陳述をする者の人数を制限することができる。この場合において、陳述をする者の選出は、あらかじめ請求人が行うものとする。

(関係職員等の立会い)

第4条 監査委員は、請求人の陳述が行われるときは、関係のある市長その他の執行機関又は職員（以下「関係職員等」という。）に立会いの機会を与えるものとする。ただし、関係職員等の立会いが、請求人の陳述の円滑な運営の支障となると認められるときは、関係職員等の立会いを制限し、又は認めないことがある。

- 2 立会いをしようとする関係職員等は、監査委員が定める日までにその旨を申し出なければならない。
- 3 監査委員は、請求人の陳述に立ち会う関係職員等の人数を制限することができる。
- 4 請求人の陳述に立ち会う関係職員等は、監査委員が認めるときは、陳述の内容に対し意見を述べることができる。

(関係職員等の陳述)

第5条 監査委員が必要と認めるときは、関係職員等から陳述を聴取する。

- 2 関係職員等の陳述の日時及び会場は、監査委員が定める。

(請求人の立会い)

第6条 監査委員は、関係職員等の陳述が行われるときは、請求人に立会いの機会を与えるものとする。

- 2 立会いをしようとする請求人は、監査委員が定める日までにその旨を申し出なければならない。
- 3 請求人は、代理人に立会いを行わせようとするときは、関係職員等の陳述開始までに

委任状を提出しなければならない。

4 監査委員は、請求人が複数の場合は、関係職員等の陳述に立ち会う請求人の人数を制限することができる。

5 関係職員等の陳述に立ち会う請求人は、監査委員が認めるときは、陳述の内容に対し意見を述べることができる。

6 前項の場合において、監査委員が特に必要と認めるときは、請求人は、監査委員が定める日までに書面により意見を述べることができる。

(陳述等の運営)

第7条 第3条から前条までの規定による陳述又は立会いを行う者は、監査委員の指示に従うものとする。

(陳述の中止等)

第8条 監査委員は、陳述をする者が監査委員の指示に従わず、円滑な運営が困難であると認めるときは、陳述を中止することができる。

2 監査委員は、立会いを行う者が監査委員の指示に従わず、円滑な運営が困難であると認めるときは、その者に退場を命ずることができる。

(陳述の傍聴)

第9条 監査委員は第3条又は第5条の規定による陳述を行うときは、傍聴を認めることができる。

2 傍聴の定員は、10人とする。ただし、監査委員がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

3 傍聴の受付は、陳述の開始時刻のおおむね10分前から、その会場において先着順に行う。ただし、受付開始時に定員を超える希望者がいるときは、抽選により傍聴者を決定する。

(傍聴の禁止)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴をすることができない。

(1) 酒気を帯びている者

(2) 凶器その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者

(3) 鉢巻、たすき、腕章、旗、のぼり、プラカードその他陳述の会場に持ち込むことが不適当な物品を着用し又は携帯している者

(4) その他陳述の円滑な運営を妨げるおそれのある者

(傍聴者の遵守事項)

第11条 傍聴者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 監査委員の指示に従うこと。

(2) 陳述や意見表明に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(3) 私語、喫煙又は飲食をしないこと。

(4) 所定の傍聴場所以外の場所に立ち入らないこと。

(5) その他会場の秩序を乱し、又は運営の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第12条 監査委員は次の各号の一に該当するときは、傍聴者に退場を命ずることができる。

(1) 傍聴者が前条の規定に違反したとき。

(2) 陳述の状況から、傍聴がふさわしくないと監査委員が認めたとき。

(陳述の撮影等)

第13条 請求人、関係職員等又は傍聴者は、監査委員の許可を受けた場合を除き、会場において撮影又は録音をしてはならない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、監査委員が合議により決定する。

附 則

1 この要領は、平成23年10月12日から施行する。

2 住民監査請求に係る陳述及び立会い並びに傍聴に関する取扱基準（平成14年12月16日 監査委員申し合わせ事項）は、廃止する。